

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

勝央町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

勝央町は、岡山県の北東部に位置し、北部は那岐山麓を背に受けて、ゆるやかな丘陵が起伏台地を形成しており、中南部は町の中心を南北に流れる滝川に沿って比較的平坦な盆地を形成している。

年平均気温は、13℃、年間降水量は約 1,400 mm、年間 2 回程度の積雪はあるものの、概ね温暖な気候であるが、植月地区並びに古吉野地区の一部に、那岐山麓特有の局地風である「広戸風」の常襲地帯があり、農作物等に甚大な被害を受けている。

勝央町においては、前述の立地条件を生かし、酪農経営や稲作と黒大豆の複合経営を主体とする水田営農を展開しており、特に、黒大豆については、「作州黒」のブランド名で販売を行うと共に、近年では黒大豆枝豆の生産も伸ばしており、全国有数の生産量を誇る美作地域において、中心的な産地を形成している。

また、近年はピオーネ等の産地化を積極的に推進しており、作付面積約 30ha で、県下でも有数の産地を形成している。特に、新規参入の新規就農者の確保・育成に力を入れているほか、桃の生産等、立地条件を生かした特色ある農業生産を展開している。

しかし、大半の農家が小規模な兼業農家であるため、農業者の高齢化や後継者不足などにより耕作面積は年々減少し、耕作放棄による農地の荒廃や管理不十分な農用地が増加傾向にある。また、有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、この対策が課題となっている。

これまで、ほ場整備事業等により農地の改良を進め、生産コストの縮減を図るなどの諸施策を実施してきたが、今後とも経営規模の拡大・効率化により生産基盤の強化や、地域特性に応じた付加価値の高い作目の振興、農商工連携及び 6 次産業化の推進による特産品の品質向上やブランド化を推進し、農業経営環境の改善を図っていくことが必要である。また、耕作放棄地が増加している状況に対応するため、農業者はもとよりそれ以外の地域住民等と連携し、地域ぐるみで農用地等の保全管理のほか自然や生活環境等の保全向上に取り組むことにより担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、

地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおり定める。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特認地域：農林統計上中山間地域（旧勝間田町・旧高取村）

一般地域に地理的に隣接する農用地（豊中集落、岡・芝尾土居集落、上香山集落、大岩集落、川東集落、塩津集落、出雲井集落、八幡集落）

イ 対象農用地

農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上で勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

特になし

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、次のとおりとする。

ア 年間農業従事日数が150日以上、基幹的農業従事者を有している経営体

イ 勝央町の平均経営規模以上の経営体とする。

(4) その他必要な事項

- ・ 協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和6年度までの交付単価について

1) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の

地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

2) 土地改良事業等の実施

ア 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。

イ 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価(勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価)とする。